

令和4年第4回
八潮市議会定例会

条例案の概要

令和4年12月1日招集

八潮市個人情報保護法施行条例

1 趣 旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正により、地方公共団体における個人情報保護制度について当該法律による規律が適用されることとなったことに伴い、現行の八潮市個人情報保護条例を廃止し、開示請求に係る手数料の設定等、当該法律の規定により委任された事項等を定める等するための制定

2 内 容

(1) 趣旨（第1条関係）

この条例は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 定義（第2条関係）

① この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令において使用する用語の例による。

② この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（第3条関係）

① 市の機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、法に定める所定の事項について市長に通知しなければならない。

② ①について、国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル等、法に定める一定の個人情報ファイルには適用しない。

③ ①により市長に通知した個人情報ファイルについて、その保有をやめたときは、遅滞なく、市長に対しその旨を通知しなければならない。

(4) 個人情報ファイル簿の作成及び公表（第4条関係）

法では、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられているところ、その数が1,000人未満の個人情報ファイルについても、個人情報ファイル簿の作成及び公表を義務付ける。

(5) 開示決定等の期限（第5条関係）

① 保有個人情報の開示請求があった場合における開示決定等を行うべき期限について、開示請求があった日から15日以内とする。ただし、補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

② ①にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、

①の期間を30日以内に限り延長することができる。また、この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(6) 開示決定等の期限の特例（第6条関係）

開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、(5)にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うこととする。また、この場合において、(5)①の期間内に、開示請求者に対し、この規定を適用する旨及びその理由並びに残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限について書面により通知しなければならない。

(7) 手数料（第7条関係）

- ① 保有個人情報の開示請求に当たり必要な手数料は、無料とする。
- ② 開示決定等に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、文書、図画又は写真の写しの交付その他の開示の実施を要する費用として、次のとおり実費相当額を負担しなければならない。

【別表（第7条関係）】

開示の方法	種別	金額
1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	(1) 白黒	用紙1枚につき 10円
	(2) カラー	用紙1枚につき 50円
2 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	(1) 白黒	用紙1枚につき 10円
	(2) カラー	用紙1枚につき 50円
3 電磁的記録に記録された事項を電磁的記録媒体に複写したものの交付	実費相当額	
4 閲覧、聴取又は視聴	無料	
備考		
(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。		
(2) 用紙の両面に複写し、又は出力したものについては、片面につき用紙1枚として算定する。		

(8) 八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会への諮問（第8条関係）

市の機関の長は、この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合その他の個人情報の保護に関する施策等を講ずる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、八潮市附属機関設置条例に基づき設置する八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会に諮問することができる。

(9) 八潮市情報公開・個人情報保護審査会への諮問（第9条関係）

保有個人情報の開示請求に係る開示決定等に対して審査請求が提起された場合における当該審査請求を諮問すべき第三者機関について、八潮市情報公開条例に基づき設置する八潮市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）とする。

(10) 審査会の調査権限（第10条関係）

- ① 審査会は、必要があると認めるときは、審査会に諮問をした市の機関（以下「諮問庁」という。）に対し、開示決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。また、この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
- ② 諮問庁は、審査会から①の求めがあったときは、これを拒んではならない。
- ③ 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(11) 守秘義務（第11条関係）

審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(12) 施行の状況の公表（第12条関係）

毎年度、市の機関における法及びこの条例の施行の状況を取りまとめて、公表するものとする。

(13) 委任（第13条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

(14) 罰則（第14条関係）

(11)に違反して秘密を漏らした審査会の委員は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 八潮市個人情報保護条例の廃止

八潮市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(3) 個人情報ファイルに関する経過措置

この条例の施行の際現に市の機関が保有している個人情報ファイルについての事前通知義務に係る読替規定を置く。

(4) 旧条例の規定の適用に関する経過措置

施行日以後における旧条例の規定に基づく実施機関（以下「旧実施機関」という。）において個人情報の取扱いに従事する職員等に対する義務については、なお従前の例による。

- (5) 旧条例の規定による開示請求等に関する経過措置
施行日前における旧条例の規定に基づく保有個人情報の開示請求等に対する保有個人情報の開示決定等については、なお従前の例による。
- (6) 審査会に関する経過措置
- ① 施行日前に旧条例の規定に基づき諮問された場合における審査請求に係る施行日以後に実施する調査審議は、なお従前の例による。
 - ② 施行日において審査会の委員である者等に係る旧条例による守秘義務については、なお従前の例による。
- (7) 罰則に関する経過措置
- ① 施行日において現に旧実施機関の職員であるもの等が、正当な理由なく、施行日前において旧実施機関が保有していた個人情報ファイルを施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - ② 施行日において現に旧実施機関の職員であるもの等が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益をを図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - ③ (6)②によりなお従前の例によることとされた規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - ④ ①、②及び③について、市の区域外においてそれぞれに規定する罪を犯した者についても適用する。
 - ⑤ (2)により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰について、その失効後も、なお従前の例による。
- (8) 他の条例の一部改正
- 次の条例について、(2)に伴う規定の整備を行う。
- ① 八潮市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例
 - ② 八潮市暴力団排除条例

議案第91号

八潮市部設置条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応できる行政組織とするための改正

2 内 容

- (1) 市長部局の工事検査課を総務部内に再編成する。
- (2) 分掌事務を見直すとともに、次のとおり部の名称を変更する。

現 行 改正後

子育て福祉部 → 子ども家庭部

- (3) 部の名称の変更

現 行 改正後

都市デザイン部 → 都市整備部

- (4) その他分掌事務の一部見直し

3 施行期日

令和5年4月1日

議案第 92 号

八潮市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

1 趣 旨

国家公務員の定年の引上げを踏まえ、及び地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げる等必要な事項を定める等するための改正

2 内 容

(1) 八潮市職員の定年等に関する条例の一部改正

① 定年年齢の引上げ（第 3 条関係）

職員の定年年齢を 65 歳とする。ただし、経過措置として令和 13 年度まで段階的に引き上げる。

年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 9 年度	令和 11 年度	令和 13 年度
定年年齢	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳

② 管理監督職勤務上限年齢制の新設（第 6 条から第 9 条関係）

ア 管理監督職勤務上限年齢を 60 歳とし、60 歳に達した管理監督職（副課長級以上）の職員は、翌年の 4 月 1 日までに非管理監督職（係長級）に降任する規定を定める。

イ アにかかわらず、他の職に異動することで公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、引き続き管理監督職として勤務させることができる規定を定める。

③ 定年前再任用短時間勤務制の新設（第 12 条関係）

60 歳に達した日以後最初の 4 月 1 日から定年退職の日までの間に退職した職員を短時間勤務の職として採用することができる規定を定める。

④ 情報提供・意思確認制度に関する規定の新設（附則第 4 項関係）

職員が 60 歳（現行定年）に達する年度の前年度における 60 歳以後の任用、給与等に関する情報提供の義務及び勤務継続の意思確認に係る努力義務規定を設ける。

(2) 八潮市職員の給与に関する条例の一部改正

60 歳を超える職員の給与に関する規定の整備

60 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日以後の職員の給料月額を 7 割水準とする規定を定める。

(3) 関係条例の廃止及び改正

① 次の条例を廃止する。

八潮市職員の再任用に関する条例

② 次の条例について規定の整備を行う。

ア 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

- イ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- ウ 八潮市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- エ 八潮市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例
- オ 八潮市職員の育児休業等に関する条例
- カ 八潮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
- キ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- ク 八潮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日。ただし、2(1)④は、公布の日

(2) 経過措置

令和13年度までの間、暫定的に現行の再任用制度による採用を行うことができる。

議案第93号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

職員の給与の改定を考慮し、議会の議員の期末手当の支給割合を改定するための改正

2 内 容

総支給割合を0.10月分引上げとし、令和4年度は12月期の支給割合を、令和5年度以降は6月期及び12月期の支給割合を、それぞれ次のとおりとする。

	6月期	12月期	総支給割合
令和4年度(現行)	2.150	2.150	4.30(月分)
令和4年度(改定後)	改定なし	2.250	4.40(月分)
令和5年度以降	2.200	2.200	4.40(月分)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年度分は公布の日、令和5年度以降分は令和5年4月1日

(2) 適用日

令和4年度分は、令和4年12月1日

議案第94号

市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

職員の給与の改定を考慮し、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するための改正

2 内 容

総支給割合を0.10月分引上げとし、令和4年度は12月期の支給割合を、令和5年度以降は6月期及び12月期の支給割合を、それぞれ次のとおりとする。

	6月期	12月期	総支給割合
令和4年度(現行)	2.150	2.150	4.30(月分)
令和4年度(改定後)	改定なし	2.250	4.40(月分)
令和5年度以降	2.200	2.200	4.40(月分)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年度分は公布の日、令和5年度以降分は令和5年4月1日

(2) 適用日

令和4年度分は、令和4年12月1日

議案第95号

八潮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国家公務員の人事院勧告を考慮し、職員の給与を改定するための改正

2 内 容

(1) 給料表の改定（一般行政職）

民間の初任給との間に差があることを踏まえ、初任給の引上げを行うとともに、若年層を中心に改定を行う。

	引上げ額	改定率
全体（平均）	504円	0.15%
1級（平均）	2,437円	1.18%
2級（平均）	884円	0.33%
3級（平均）	528円	0.17%
4級（平均）	375円	0.11%
5級（平均）	148円	0.04%
6級（平均）	0円	0.00%
7級（平均）	0円	0.00%
8級（平均）	0円	0.00%

(2) 期末手当・勤勉手当の改定

総支給割合を0.10月（再任用職員及び任期付短時間勤務職員は0.05月）分引上げ、当該引上げ分を勤勉手当の支給月数に反映し、令和4年度は12月期の支給割合を、令和5年度以降は6月期及び12月期の支給割合を、それぞれ次のとおりとする。

① 再任用職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員（一般職員）

		6月期	12月期	計	総支給割合
令和4年度 （現行）	期末手当	1.200	1.200	2.400	4.30 （月分）
	勤勉手当	0.950	0.950	1.900	
令和4年度 （改定後）	期末手当	改定なし	改定なし	改定なし	4.40 （月分）
	勤勉手当	改定なし	1.050	2.000	
令和5年度 以降	期末手当	改定なし	改定なし	改定なし	4.40 （月分）
	勤勉手当	1.000	1.000	2.000	

② 再任用職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員（指定職員）

		6月期	12月期	計	総支給割合
令和4年度	期末手当	1.000	1.000	2.000	4.30

(現行)	勤勉手当	1.150	1.150	2.300	(月分)
令和4年度 (改定後)	期末手当	改定なし	改定なし	改定なし	4.40
	勤勉手当	改定なし	1.250	2.400	(月分)
令和5年度 以降	期末手当	改定なし	改定なし	改定なし	4.40
	勤勉手当	1.200	1.200	2.400	(月分)

③ 再任用職員及び任期付短時間勤務職員（一般職員）

		6月期	12月期	計	総支給割合
令和4年度 (現行)	期末手当	0.675	0.675	1.350	2.25
	勤勉手当	0.450	0.450	0.900	(月分)
令和4年度 (改定後)	期末手当	改定なし	改定なし	改定なし	2.30
	勤勉手当	改定なし	0.500	0.950	(月分)
令和5年度 以降	期末手当	改定なし	改定なし	改定なし	2.30
	勤勉手当	0.475	0.475	0.950	(月分)

④ 再任用職員及び任期付短時間勤務職員（指定職員）

		6月期	12月期	計	総支給割合
令和4年度 (現行)	期末手当	0.575	0.575	1.150	2.25
	勤勉手当	0.550	0.550	1.100	(月分)
令和4年度 (改定後)	期末手当	改定なし	改定なし	改定なし	2.30
	勤勉手当	改定なし	0.600	1.150	(月分)
令和5年度 以降	期末手当	改定なし	改定なし	改定なし	2.30
	勤勉手当	0.575	0.575	1.150	(月分)

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2(2)の令和5年度以降に係る部分は、令和5年4月1日

(2) 適用日

2(1)は令和4年4月1日、2(2)の令和4年度に係る部分は令和4年12月1日

議案第 96 号

八潮市手数料条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料に係る算定方法を変更する等するための改正

2 内 容

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料に係る算定方法の変更

(1) 申請単位の変更

現 行

申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数

改正後

申請に係る一の建築物の住戸数

(2) 規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第 97 号

八潮市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止する条例

1 趣 旨

八潮市視聴覚ライブラリーを廃止する等するもの

2 内 容

八潮市視聴覚ライブラリーの廃止

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 八潮市社会教育審議会条例の一部改正

規定の整備